

令和2年度前期選抜募集要項

福島県立南会津高等学校
〒967-0631
福島県南会津郡南会津町界字向川原2000番地
TEL 0241(73)2221
FAX 0241(71)5006

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	定 員
全 日 制	普 通 科	70名

特色選抜の募集定員は、定員の10%程度とする。一般選抜の募集定員は、定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 特色選抜において志願してほしい生徒

本校は、真摯・明朗・健康を校訓に掲げ、社会の変化に対応し自ら学び自ら考える力を育成するとともに、地域社会に貢献できる人材を育成することを目指しており、次のような生徒を求める。

将来の進路について明確な目的意識を持ち、それを達成するためにふさわしい基礎学力を有し、国公立大学または難関私立大学への進学を目指して学業にまい進でき、将来にわたって地域社会に貢献できる力を身に付けようとする者。

4 出願方法

中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者は、直接、本校校長に出願する。

ただし、出願は本校に限るものとし、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したものに、志願者が記入する。）
- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号により中学校長が作成する。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校所定のものに、志願者が記入する。）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を志願者が記入する。）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を志願者が記入する。）

(2) 上記(1)以外の者

入学願書、特色選抜志願理由書（上記(1)の①、③に同じ）、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙（上記(1)の④⑤に中学校名を書かないほかは同じ）のほかに、健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）、履修証明書、学習成績証明書（ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。
郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記6に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

○ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (4) 上記(1)(2)(3)に該当せず、学区外からの出願で、本校へ通学できる範囲内の町村(学区内)に保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)が居住する場合においては、学区外からの出願を認め、学区内の志願者として取り扱う。出願の際に、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を併せて提出する。

「県内からの出願の場合」

○ 市町村長が発行する身元引受人の「住民票の写し」

「県外からの出願の場合」

① 上記8(2)①に示した書類

② 市町村長が発行する身元引受人の「住民票の写し」

9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日(木)から2月17日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校へ出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(様式前期3号の1)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(様式前期3号の2)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(様式前期4号の1及び前期4号の2)を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼

付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(5) 他の高等学校へ出願先を変更した場合、すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法

(1) 特色選抜

提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに小論文の結果を併せて資料として選抜を行う。

① 特色選抜志願理由書 本校への志願の動機・理由、将来の進路の目標、高校生活で学びたいことや力を入れて取り組みたいことについて志願者本人が具体的に記入する。

② 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

③ 学力検査 志願者全員に学力検査を課す。学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日	時	令和2年3月4日（水）午前9時～午後3時10分								
イ 日	程									
8:15	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 諸注意 (45)	国語 (50)	休 (20)	数学 (50)	休 (20)	外国語 (英語) (50)	昼食 (60)	理科 (50)	休 (20)	社会 (50)	

※（ ）内の数字の単位は(分)

ウ 会場 本校 受付は生徒昇降口（校舎西階段2階）

エ 持参するもの 前期選抜受験票、上ばき、下足袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）また、計算機能や言語表現機能を有するものや携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

④ 小論文及び特色面接 志願者全員に小論文及び特色面接を実施する。小論文では、課題文を読み、知識や自らの考えをまとめる思考力、判断力、表現力を問う。特色面接は個人面接を行う。特色面接では、本校での学ぶ意欲や受験生が自らの考えをまとめ、適切に伝える表現力をみる。小論文、特色面接ともに点数化し、小論文については120点満点、特色面接については40点満点とする。小論文及び特色面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和2年3月5日（木）午前9時から

イ 日 程 受 付 8:15～8:30 職員玄関（校舎中央階段2階）

点呼・諸注意 8:40～9:00

	小論文	9:00～10:30
	面接	10:50～12:30（予定）
ウ会場	本校	
エ持参するもの	前期選抜受験票、上ばき、下足袋、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム ただし、計算機能や言語表現機能を有するものや携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。	

- (2) 一般選抜
- 提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として選抜する。
- ① 調査書 「各教科の学習の記録」については195点満点、「特別活動等の記録」については55点満点として、合計250点満点とする。
 - ② 学力検査 上記「12（1）特色選抜」の「③ 学力検査」に定めるところによる。
 - ③ 一般面接 集団面接を行う。一般面接については、段階評価する。
日時 令和2年3月4日（水）の学力検査終了後 15:35～17:00（予定）
 - ④ 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

13 合格者発表

- (1) 令和2年3月16日（月）正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（様式共通5号）を交付する。その際、受験票を提出すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (3) 追検査等の実施
追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

追検査等を実施する選抜は特色選抜及び一般選抜とし、追検査（学力検査）を行った後、特色選抜については小論文及び特色面接を行い、一般選抜については一般面接を行う。

- ① 日時 令和2年3月11日（水）午前9時～

ア 追検査（学力検査）日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語 (50)	休 (15)	数学 (50)	休 (15)	外国語 (英語) (50)	昼食 (50)	理科 (50)	休 (15)	社会 (50)	

※（ ）内の数字の単位は（分）

イ 特色選抜小論文、特色面接、一般選抜一般面接追検査日程

特色選抜小論文、特色面接、一般選抜一般面接の追検査については、上記追検査（学力検査）終了後に行う。日程の詳細については、後日該当者に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ② 会場 本校

③ 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（様式共通 14 号）に医師の診断書を添付し、3 月 6 日午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通 15 号）を交付する。

④ 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

⑤ その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、3 月 4 日の学力検査を 1 教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

（4） 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

住民票を移さずに避難している場合においては、平成 23 年 3 月 11 日（以下「震災発生時」という。）の時点で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が住民登録をしていた市町村、または出願時に保護者が居住している市町村のいずれかが、本校の通学区域内である場合は、学区内の志願者として取り扱うものとする。

なお、出願方法については、次の各号のとおりである。

① 県内において避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合

「6 出願に必要な書類」に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（様式共通 10 号）を提出する。

② 県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒の場合

「8 県外等からの出願」に定める出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、「住所等に関する届出書」（様式共通 10 号）を提出する。

③ 県外から避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合

「8 県外等からの出願」に定める出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、「住所等に関する届出書」（様式共通 10 号）を提出する。

④ 県内外に避難している中学校卒業者等の場合

「6 出願に必要な書類」に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（様式共通 10 号）を提出する。

⑤ その他

住民票を移し避難している場合、震災発生時に住民登録をしていた市町村が本校の通学区域である場合は、「8 県外等からの出願」に基づき出願する。

ただし、保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」（様式共通 10 号）を提出する。